

会長	事務局長	係

供覧のうえ、HPに公開してよろしいか伺います。

平成28年度

第 1 0 回 佐々町農業委員会定例委員会議事録

平成2 9 年1 月2 5 日（水）

佐々町農業委員会

平成29年1月 第10回 佐々町農業委員会定例委員会議事録

1. 招集年月日 平成29年1月25日（水）午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 別館会議室

3. 開 会 平成29年1月25日（水）午後1時30分

4. 出席委員 （13名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	藤永 九市 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	福田 喜義 君	6	池田 邦義 君
7	平田 康範 君	8	湯村 速雄 君	9	大瀬 清司 君
10	山下 義信 君	11	筒井 浩一 君	12	坂口 隆英 君
13	橋本 義雄 君				

5. 欠席委員 （0名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	今道 晋次 君	書記	山田 奈津子君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2	藤永 九市 君	3	濱野 努 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告事項

報告第1号 一時転用届出書

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書

(3) 審議事項

第40号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第41号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第42号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第43号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第44号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第45号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について

第46号議案 農用地利用集積計画の取消の承認について

(4) その他

①農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進について

②2月定例会の日程について

③その他

書記（山田 奈津子君）事務局。皆さん、こんにちは。只今から平成28年度 第10回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。初めに、吉野会長からご挨拶をお願いいたします。

吉野会長（吉野 裕君）皆さん、改めまして新年あけましておめでとうございます。振り返りますと、去年は熊本地震、台風、豪雨災害など各地で甚大な被害がっております。被災地の一日も早い復旧、復興を心より祈念いたします。今年は日本全国が災害のない穏やかな一年になることを願っております。皆さんご存知のとおり、1月20日にアメリカの政権が変わり、トランプ新大統領となりました。大統領令でTPP離脱は決定いたしましたけれども、今後の貿易交渉は、二国間とも、多国間とも言われておりますが、それがはたして、TPPがなくなって良かったものか、どうなのかこの先、厳しいものが待っているものではないかと思っております。政府は攻めの農業と掲げ

ておりますが、食の第一産業の農業を衰退させたのでは国の農業は危ぶまれるということにも繋がりがねません。農家の所得向上策を最優先課題として、得策を取っていただければと思います。また、本日の総会が皆さまの慎重なご審議のもと、円滑に進行いたしますようよろしくお願いします。

書記（山田 奈津子君）事務局。ありがとうございます。本日の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を吉野会長にお願いいたします。

会長（吉野 裕君）案件につきましては佐々町農業委員会総会会議規則第3条により付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議無し」の声あり ）

それでは議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号2番 藤永 九市委員、議席番号3番 濱野 努委員を指名しますので、よろしくお願いします。以上で日程（2）を終わります。次に、日程（3）報告事項に入ります。報告第1号 一時転用届出書について事務局の説明を求めます。

書記（山田 奈津子君）事務局。1ページをお開きください。報告第1号の朗読説明をいたします。一時転用届出書 借人 佐々町(建設課)。貸人 佐々町□□免 ●● ●●。もう一人の貸人が、佐々町□□免 ○○ ○○。施工業者 △△△。下記の工事を行うにあたり、農地の一時転用について承諾願います。目的 平成28年度町道新八口線道路災害復旧工事を施工するにあたり、工事用道路として使用するため。施工場所ですが、佐々町皆瀬免字園山。地目 田。面積 545㎡のうち一時転用面積が8㎡。同じく字園山。地目 田。面積617㎡のうち62㎡。同じく、字園山。地目 田。面積1,702㎡のうち87㎡となっております。2ページ目に現況写真といいますが、付近の状況図になるんですけども、八幡溜池からずっと奥に入っていった所になるんですけども、赤で囲っているところが、工事用の鉄板敷きを敷いて仮設道路として使用したいというところなんです。見にくいんですけども、現場と書いてあるところが崩れているために、災害復旧を行うということでした。3ページに現況写真を付けていただいております。4ページに建設課長から、工事完了後は速やかに現況復旧いたしますということで、確約書を付けていただいております。この工事につきましては、

もう既に工事に入っております、年度末の3月の頭ごろまで工事が続くということで伺っております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して、ご意見、ご質問のあられる方はいらっしゃいませんか。
7 番。

7 番（平田 康範君）7 番。参考までに伺いますけども、許可日はいつになっていますか。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。すみません。1 ページですね。この様式に許可日というのがあるのが間違いというか、おかしいところがあるんですけども、公共工事の一時転用の場合は許可がいなくて、タイトルに届出書とありますように許可ではないんですよ。この工事は届出が出た後、早急に取り掛かりますということで聞いております。申し訳ありません。

議長（吉野 裕君）他にございませんか。なければ次に、報告第2号に移ります。農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。5 ページをお開きください。報告第2号の朗読説明をいたします。農地法第18条第6項の規定による通知書。通知者 賃貸人 佐々町□□免●● ●●。賃借人 佐々町□□免 ○○ ○○。下記土地について賃貸借の合意解約をしたいので、農地法第18条第6項の規定により通知します。当事者の氏名は通知者と同じです。土地の所在 江里免字後平。地目 台帳 畑、現況 原野。面積 1, 5 2 5 m²。解約の申し入れをした日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日は、平成28年12月19日となっております。6 ページにお二方の合意解約書が添付されております。7 ページに当時の各筆明細書を付けております。この件に関しては、耕作することを前提に利用権設定をされたそうなんですけども、○○○○さんの方が、耕作をするのに通る道がないということで、●● ●●さんに相談をされたら、扱ってもらいたくないとか、通らせてもらえなかったということから、現在に至っている状況です。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して、ご意見、ご質問のあられる方はいらっしゃいませんか。
2 番。

2 番（藤永 九市君）2 番。四役会も数日前にありましたが、確認しなかったもので。前もって相談とか、地元委員さんに相談があったという経緯はなかったんでしょうか。道路使用についてですけども、確認のためです。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子）事務局。〇〇 〇〇さんが書類の方は事務局に持ってみえました。●

● ●●さんが耕作されない限り、今後、作る人はいらっしゃらないだろうなということで、お話は聞いておりますが、地元の委員さんが相談を受けられているかどうかは、私も分かりませんので、地元の委員さん、もしありましたらお願いします。

議長（吉野 裕君）８番。

８番（湯村 速雄君）８番。この土地を利用権設定した覚えがないんですよね。１１番委員さんどうですか。

議長（吉野 裕君）１１番。

１１番（筒井 浩一君）１１番。私にも相談とか何もないので、今聞いて初めて知ったわけでありまして。

議長（吉野 裕君）２番。

２番（藤永 九市君）２番。こういう時こそ、関係する農業委員さんに相談があって、また、仲介に入ってというのも一つの仕事になるかと思っておりますので、我々も自ら参考にしたと思いましたので、お尋ねしただけでした。ありがとうございます。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。なければ、報告事項を終わります。次に日程（４）審議事項に移ります。第４０号議案は農業委員会法第２４条の規定により、自己または、同居の親族等に関する事項は、議事に参与することができないこととなっておりますので、６番委員の退席をお願いします。また、私が地元委員に代わりまして担当いたしますので、議長を交代させていただきます。暫時、休憩いたします。

（休 憩 午後 １時４２分）

（会議再開 午後 １時４４分）

議長（藤永 九市君）会を再開いたします。ただ今、会長が申し上げられましたとおり、第４０号議案、４１号議案は議長を交代させていただきます。皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。第４０号議案 農地法第３条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。８ページをお開きください。第４０号議案の朗読説明をいたします。農地法第３条の規定による許可申請について。申請人 譲渡人 佐々町□□免 ●● ●●。譲受人 佐々町□□免 〇〇 〇〇。農地の所在 羽須和免字牧崎。地目 台帳、現況ともに畑。面積１５㎡。耕作者 ●● ●●。申請の理由は、

売買による所有権移転と書いてありますけども、譲受人の〇〇 〇〇さんからの要望となっております。経営面積 譲渡人 田 3 4, 4 0 4 m²、畑 2, 4 8 5 m²、計 3 6, 8 8 9 m²。譲受人 田は貸してらっしゃいますので耕作されておられません。畑 1 2, 8 9 0 m²となっております。譲受人の稼働人員はお 2 人です。9 ページに許可申請書の写しを付けております。売買による所有権移転です。1 0 ページに土地の全部事項証明書を付けております。1 1 ページが地籍図です。ピンク色で印を付けているところが申請地で、その隣が〇〇 〇〇さんのご自宅になります。そこからご自分の畑までスムーズに行けるように、この申請地がどうしても欲しいということで、●●さんに相談がありまして、●●さんの畑が、もともと一筆だった所を分筆をされて、今回申請が出ている状態です。1 2 ページが付近状況図です。大丸パチンコの前を入れていった所の、〇〇さんのお宅のすぐ隣になります。1 3 ページが権利を取得される方の耕作状況です。自作地が畑 1 2, 8 9 0 m²、貸付地が田で 1 0, 9 9 7 m²となっております。1 4 ページをお開きください。作付予定の作物ですけども、野菜となっております。お持ちの機械は耕運機 1 台、草刈り機 1 台です。農業に従事される方は金子さんご本人なんですけども、農業歴が 8 年となっております。1 5 ページが農作業の従事状況ですけども、常時従事される方は〇〇 〇〇さん。6 9 歳。主たる職業は農業で、一年間常時従事されるということです。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）事務局の説明が終わりました。地元委員の補足説明をお願いします。

1 番。

1 番（吉野 裕君）1 番。1 1 ページの地籍図を見ていただければと思います。先ほど事務局から説明がありましたようにピンク色のところだけ分筆をされ、購入されるということです。宅地のちょうど建屋の前の部分の空いているところを通して、隣の畑に行くということです。手前の方に道とありますが道から、〇〇さんのお宅の方に向かって少し勾配がありまして、道の方が高いです。このピンク色のところが畑と宅地との間に約 1 m ほどの高さがありまして、畑の方を少し入りやすいように削って、通路としながらも畑としても使用するというものです。先ほどの説明にもありましたとおり、機械は大きなトラクターは持っておられませんので、ここを通して利用したいということでした。よろしくお願いします。

議長（藤永 九市君）ただ今、地元委員の補足説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。この件につきまして、皆さんより質問等ございませんか。ありません

か。

（ はい ） ないようですので、これより採決を行います。議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議がない方の挙手をお願いいたします。ありがとうございました。全会一致で許可することといたします。それでは、一時退席いただいた委員に戻ってきていただきたいと思います。同時に、会長であります1番委員の関連がありますので、1番委員の退席をお願いしたいと思います。第41号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。16ページをお開きください。第41号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 譲受人 北松浦郡佐々町□□免 ●● ●●。譲渡人 静岡県 ○○ ○○。農地の所在 須崎免字葭ノ浦。地目 台帳、現況ともに畑。面積172㎡。転用の目的 住宅建築。施設 住宅1棟 計63.76㎡。耕作者 △△。申請の理由 現在の住まいが手狭になったことから、叔父より土地の贈与を受け居宅を建築する。耕作者が△△さんとなっているのは、この農地が△△さんの弟さんの農地ということで管理をされています。そして、譲り受けられる方が△△の次男さんになります。17ページは許可申請書の写しになります。権利の種類は所有権の移転、贈与ということです。18ページに土地の全部事項証明書を付けております。19ページが位置図です。20ページに付近状況図を付けております。赤崎橋の所から、小浦の方に抜ける道になるんですけども、ちょうど上りあがった辺りになります。アパートが農地転用で建ったところのすぐ隣の農地になります。21ページが現況写真です。22ページが地籍図ですけども、もともと一筆だった所を家を建てられる部分だけ分筆して、新しい地番で申請が出ているところです。地図では見にくいんですけども、測量をしたら道路側に××××という地番がありまして、現況としては町道の一部になっていたということが判明しまして、この部分につきましては、町の方に寄付をするということでした。23ページが被害防除計画書です。申請地の造成計画につきましては、盛土、切土をそれぞれ0.7mから0.3m行い、道路と同じ高さにするというものです。被害防除措置として土留め工事をする。隣地の農地に排水が流れ込まないようにブロックを積むということでした。また、建物の高さを加減する。排水計画につきまして、雨水排水は水路放流。汚水、生活雑排水は下水の方に繋がれるということです。24ページが配置図に

なります。雨水排水も下水も全面道路の方に排水計画をされております。25ページが建物の平面図、26ページが立面図となっております。27ページですが、先ほどありましたように農地の一部だった所が、現況では町道の一部になっているということで4. 11㎡なんですけども、町の方に寄付しますという申込書の写しを付けております。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。引き続き、担当された委員さんから補足説明をお願いします。4番。

4番（藤永 茂君）4番。ただ今、事務局の方から説明がありましたように、内容をご説明いたしますと20ページをお開きいただければと思います。場所は四ツ井樋から口石に抜ける町道があります。その中間付近に木場川がありましてメロディ橋付近より右側に上がっていきまして、その頂上付近です。状況としましては、畑を分筆されて宅地にされるということで、雨水排水は道路側溝へ、汚水は下水へ流すということで、23日に住宅業者と、事務局と、会長と私で現況を確認してきました。この申請地の奥にも農地はありますが、進入路は別に設けてありますので特に問題はないかと思えます。雨水排水につきましても特に問題はありませんでした。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（藤永 九市君）ただ今の補足説明を4番委員さんからいただきました。ありがとうございました。それでは、この件につきまして皆さま方からの質疑をお受けしたいと思います。質問等ございませんでしょうか。ないようですので、採決を取りたいと思います。第41号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、許可相当と認められる方は挙手をお願いします。ありがとうございました。挙手多数により許可相当として県に進達することといたします。以上、第40号、41号議案は終了いたしましたのでここで休憩を取りまして、議長を交代いたします。暫時休憩いたします。

（休 憩 午後 1時59分）

（会議再開 午後 2時01分）

議長（吉野 裕君）ありがとうございました。会を再開いたします。第42号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。28ページをお開きください。第42号議案の朗読説明をいたします。申請人 譲受人 佐世保市 ●● ●●。譲渡人 佐々町□□免 ○○

〇〇。農地の所在 市場免字馬場添。地目 台帳 田、現況 荒地。面積 378㎡。転用の目的 宅地。施設 住宅1棟 計126.48㎡。耕作者はなし。申請の理由 現在、居住しているアパートが手狭になり、実家のある佐々町で義父より土地を借り自宅を新築したく申請しましたということです。29ページが申請書の写しです。こちらに使用貸借の設定とあるんですけども、〇〇 〇〇さんの娘さんの旦那さんが●●●さんになりますので、義理の父から土地を借りてといったところがそういったことになります。30ページに土地の全部事項証明書の写しを付けております。31ページが位置図、32ページに付近状況図を付けております。場所は、山小屋ラーメンの横の土地。いちばん道路沿いの農地になります。33ページが現況写真です。34ページが地籍図です。申請地が町道沿いの42-1なんですけども、44は転用許可が下りていますので、真ん中の△△さんの農地が一つ残る状況です。35ページが被害防除計画書です。現状のまま利用するということで、境界線沿いにブロック2段の上にフェンスを築造し、農地等には支障ないようにする。また、近傍農地の日照等影響を及ぼす恐れのない理由としまして、建物の高さを加減する6.73㎡ということです。汚水と生活雑排水は下水道に流されます。36ページに配置図、37ページに建物の平面図を付けております。38ページが立面図です。39ページが隣接農地の所有者から承諾書が出ております。事務局の説明を終わります。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。6番。

6番（池田 邦義君）6番。地元委員からの補足説明をさせていただきます。1月23日に土地家屋調査士と、事務局と私とで現地を確認いたしまして、家屋調査士の方からお話を聞きまして、別に問題はないんですけども、被害防除計画書の中で、雨水対策で溜桝、水路放流となっておりますけど、大新田の用悪水路があるんですよね。これは佐々川から、我々の田の中に流れている水路があるんですけど、そこに雨水排水を流してもらったら、もし、油等あれば困るということで、道路側に4面張りの水路があるんですよね。十八銀行との間にあるんですけども、そちらの方に雨水排水は流してもらえように話をしましたけども、家屋調査士は、町の建設課に話をできるだけそちらの方に流すようするというので話をしておりますので、皆さんのご審議のほどよろしくお願いします。

議長（吉野 裕君）この件につきまして皆さんからご質問等ありませんか。ないようですので採決を取ります。第42号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書につ

いて、許可相当と認められる方は挙手をお願いします。挙手多数で許可相当として県に進達することといたします。次に第43号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。40ページをお開きください。第43号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 譲受人 北松浦郡佐々町□□免 ●● ●●。譲渡人 北松浦郡佐々町□□免 ○○ ○○。農地の所在 市瀬免字大日。地目 台帳 畑、現況 休耕地。面積325㎡。転用の目的 宅地。施設 住宅1棟 計125㎡。耕作者はなし。申請の理由 自己居住用住宅建設のためということです。41ページに許可申請書の写しを付けております。こちらについては売買による所有権移転ということです。42ページに土地の全部事項証明書を付けております。43ページが位置図です。44ページに付近状況図を付けております。場所につきましては若佐団地のすぐ手前の所になるんですけども、ナフコの前に、昔、交番があった所から若佐団地の方に入って行きまして、団地のすぐ手前の所になります。ピンクで囲んでいるところが申請地になります。45ページが現況写真になります。46ページが地籍図です。ピンク色で囲んでいるところが申請地ですけども、周りの状況につきましては47ページに記載してあります。申請地を囲むように畑が一筆あるんですけども、そこは、今回転用はされませんので残るかたちにはなるんですけども、見たところ十分、畑として利用できる感じではありました。48ページが隣接農地の方からの承諾書になります。所有者の方は亡くなられていまずので、相続人代表の方から承諾書をいただいております。49ページが被害防除計画書になります。造成計画としましては現状のまま利用するということです。被害防除措置ですけども、その他と書かれておりますが、コンクリート舗装を行い、敷地内に側溝を設けて道路側にきちんと排水するようにしますということでした。また、隣の農地への影響を及ぼさない措置としまして、残る農地の方が一段高くなっていることと、きちんとブロックを突いて対応しますということで伺っております。排水計画につきましては雨水排水は水路放流。汚水、生活雑排水は下水道の方に接続されます。50ページが配置図です。51、52ページが平面図です。53ページに立面図を付けております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）では、地元委員の補足説明をお願いします。3番。

3番（濱野 努君）3番。先日、23日に局長を含めて事務局と、業者さんと私と4名で現

地を立ち会いました。申請地は以前から空いた状態で、まだまだ耕作できるような土地ではありますが、1年がかりでこの土地を見つけたということでお願いされまして、雨水排水も前の道路の方に繋ぐように言われてましたので、特に問題はないかと思いますが、農地として残す分の、47ページを見てももらえたらと思いますが、広口から直角に残る分が雑木が生えていますが、358-1の畑はまだ畑として使えるかなと思いました。境にはブロックを突くということで問題はないかと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（吉野 裕君）この件につきまして何かご質問はありませんか。13番。

13番（橋本 義雄君）13番。45ページの写真を見てもみますと、道路側には側溝がないように見えますけど、水路側の畑を取り巻いて水を流すといったら、道路を横断するか、どちらかになると思うんですけども。この上の方に水路はあるんですけども、それか横切って右の方に川が通っていると思うんですよ。そちらの方に流されるのか、この写真に黄色い線が引いてありますけども、そこを横断して道路の方に流されるのか、U字溝が見えないのでどうだったのかなと思いました。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。現地を立会った時には側溝が見えてたと思います。側溝に流すということで業者さんの方から説明がありました。

議長（吉野 裕君）13番。

13番（橋本 義雄君）13番。あればいいんですけど、畑をぐるっと側溝を掘ってもどこかに流すのかなと思いました。

議長（吉野 裕君）他に。6番。

6番（池田 邦義君）6番。45ページですが。359-2は、47ページでは公道となっていますけど、薄く黄色く色付けされているところは、45ページの写真でいえばどこに当たるんですか。理解しかねましたのでお尋ねします。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。45ページの写真では、真ん中の写真ですけども、359-2と書かれている右側に道と書かれていますけども、47ページでは黄色い部分がかもともとの道で、359-2が後から広げられた道になってますので、現況としてはどちらも道です。

（ 私語あり ）

議長（吉野 裕君）事務局。他にございませんか。８番。

８番（湯村 速雄君）８番。これは４ｍ道路ですかね。道路後退は計算してあるんですよね。

議長（吉野 裕君）３番。

３番（濱野 努君）この道は４ｍ幅はありません。△△ △△さんの家の方からが広がっています。

（ 私語あり ）

議長（吉野 裕君）暫時休憩いたします。

（ 休 憩 午後 ２時１９分 ）

（ 会議再開 午後 ２時２２分 ）

議長（吉野 裕君）会を再開いたします。それでは採決をとります。第４３号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請書について、許可相当と認められる方は挙手をお願いします。挙手多数ですので、許可相当として県に進達することといたします。次に、第４４号議案 農用地利用集積計画の承認について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。５４ページをお開きください。第４４号議案の朗読説明をいたします。農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）です。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので本委員会の承認を求める。５５ページをお開きください。農用地利用集積計画書になります。貸し手農家 佐々町□□免 ●● ●●。借り手農家 佐々町□□免 ○○ ○○。土地の所在 沖田免字矩ノ手。地目 田。面積２，４１４㎡。借り手農家耕作面積３３，０４１㎡。権利の種類 賃借権。区域区分 農用地。今回の設定内容 金納２４，０００円で５年となっております。他２件で、合計が田のみですので、１０，５００㎡となります。２番目に関しても通常の利用権設定になりますが、３番目は貸し手農家が●● ●●さん。借り手は長崎県農業振興公社となっておりますけども、中間管理事業を利用した貸し借りになります。木場、迎木場の農地になります。こちらも金納で３年間の設定をいたします。５６ページに集計を付けております。３件とも新規で田が１０筆の１０，５００㎡です。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件で何かご意見、ご質問のあらわれる方はいらっしゃいませんか。なければ採決をとります。第４４号議案 農用地利用集積計画の承認について、異議なしと思われる方の挙手をお願いします。挙手多数ですので、承認することといたします。

す。次に第４５号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について、事務局の説明を求めます。

書記（山田 奈津子君）事務局。５７ページをお開きください。第４５号議案の朗読説明をいたします。農用地利用配分計画（案）の承認について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画（案）を定めたので、本委員会の承認を求める。前に出ていた分の、●● ●●さんから中間管理機構を通して貸し付けるという分の配分計画になります。配分をする者が長崎県農業振興公社。こちらは中間管理機構ですね。利用配分を受ける者 佐々町□□免 ○○ ○○。土地の所在 木場免字徳正。地目 田。面積８８３㎡。他６筆です。借り手農家の耕作面積 ６０，８４３㎡。権利の種類 賃借権。区域区分 農用地。今回の設定内容は金納、反当り５，０００円で契約をされる予定です。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して、何かご質問等ございませんか。５番。

５番（福田 喜義君）５番。借り手の方は農地をたくさん借りておられますけども、借りる限りは誰が見てもきちんとされているなどと思われるようにしてもらいたいと思います。圃場は周りの方に迷惑をかけないようにしてもらいたいと思います。専業農家として模範を示すような作付をお願いします。以上です。

議長（吉野 裕君）折に触れ、指導していきたいと思います。皆さんの方からもよろしくお願いします。他になれば、第４５号議案の採決を行います。農用地利用配分計画（案）の承認について、異議なしと思われる方の挙手をお願いいたします。挙手多数ですので、承認することといたします。次に第４６号議案農用地利用集積計画の取消の承認について事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。５９ページをお開きください。第４６号議案の朗読説明をいたします。農用地利用集積計画の承認について（利用権設定の取消）です。農業経営基盤強化促進法第２０条の２第２項の規定により、別紙のとおり利用集積計画を取り消したいので、本委員会の承認を求める。６０ページをお開きください。こちらが取消をしたい内容になります。貸し手農家 佐々町□□免 ●● ●●。借り手農家 佐世保市 ○○ ○○。土地の所在 皆瀬免字上ノ谷。地目 畑。面積４１９㎡。使用貸借での農地の貸し借りとなっておりました。これは、先月の総会の折に３条の申請と同時に出ていた分になります。△△さんの方から、借り手の○○ ○○さんの方

にすべて譲られるということでしたが、5反に満たなかったので、親戚の方から借りられて5反以上にして耕作しますというものでした。総会の後、決定をしまして、本人さんの方に通知を出しましたところ、貸し手の●● ●●さんが事務局に来られまして、聞いていた内容と違うということでお話がありました。△△さんの方は、きちんと10年というところを話していらっしゃらなかったようで書類の上ではきちんと書かれたうえで印鑑も押されて提出もあっていたんですが、私も、中川さん同士がご親戚ですぐ近所でもあられたので、●● ●●さんの方まではきちんと確認をしていなかったもので、また、信じ込んでいた部分もありました。今回、10年とは聞いていないということで貸し手の中川 良孝さんの方から取消の申し出がありましたので、こういった形で上げさせていただいております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（吉野 裕君）13番。

13番（橋本 義雄君）誠に申し訳ございません。私も、事務局の説明どおりちゃんとしてあるからということで、皆さまにご相談をして、承認をしてもらったわけですが、トラブルがありまして親戚同士ではありますけども、貸し手の方から事務局に来られて、もう駄目だということでありまして、△△さんの方にも連絡をしたんですけども、今、他県に行っておられて、住居を他県に移されておられますので、時々、帰っては来られるんですけども、また今日、電話連絡をしまして、まだ5畝ほど農地面積が足りないの、他に何か方法がないかということで考えておりましたところ、今までの△△さんの家の裏に5畝ほどの農地がありました。そこを相談しているところだということでした。今回はこういった事情で、私もついて行って何とかその穴埋めだけはしたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長（吉野 裕君）9番。

9番（大瀬 清司君）9番。私も地区の担当委員としてお詫びを申し上げます。今、事務局が仰られたとおり、私も、貸し手、借り手の仲介をきちんとすべきだったところ、書類もきちんと書かれていたこともあって、中川 良孝さんの方の確認は怠ったようなかたちになっておりました。このような事態になってしまいました事をご迷惑おかけします。申し訳ございませんでした。後の事後処理は橋本委員と一緒に責任を持ってしたいと考えておりますので、どうかご容赦いただきたいと思います。

議長（吉野 裕君）他にございませんか。ないようですので、採決をとります。第46号議案 農用地利用集積計画の取消の承認について、取り消すことに異議がない方の挙手

をお願いします。挙手多数ですので取消を承認することといたします。では、日程（５）その他に入ります。事務局の説明を求めます。

議長（吉野 裕君）会を再開いたします。日程（５）その他に移ります。先月、１月１８日に長崎において、農業委員会会長、事務局長会議が行われました。今年度の目標が利用集積、遊休農地解消、年金の加入推進、全国農業新聞の推進の四つはいつも上がるんですけども、今年度は残り二か月余りですけども、目標達成に向けて今一度お願いしますということでございます。それと中間管理事業については、新たに農地の貸し借りの設定をする時には、中間管理事業の推進をお願いしますということでした。説明をしっかりと事業を使っていただくようにということでございます。資料につきましては事務局にありますので、お目通ししていただければと思います。あとは、農地転用について、３０ａを超える案件については、農業委員会ネットワーク機構である農業会議の意見を聴くこととなっておりますが、３０ａ以下の場合は農業委員会が必要と判断した場合に農業会議に意見を聴くことができるとなっております。その３０ａ以下の案件について、農業会議としては、県内統一した形で農業会議にあげるようにしたいという提案がありました。内容としては面積にかかわらず、営農型の太陽光発電施設への転用の場合と、農用地区域内の転用で１，０００㎡以上の案件については上げるようにしてはどうかというものでした。アンケートか何かがあると思いますので、その時に改めて皆さんの意見を聴きたいと思います。それでは次にその他で事務局の方からお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。その他です。①の農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進につきましては、今、会長も仰られたように引き続き皆さんと一緒に活動していきたいと思います。よろしくお願いします。そして、２月の定例会の日程ですけども、２月２５日は土曜日なので、２３、２４日辺りでいかがでしょうか。

（ 私語あり ） それでは２３日の１時半から予定をお願いいたします。先月よりお話をしておりました、下限面積の件ですけども、今日、始まる前に資料をお配りしております。別段面積の設定状況ということで、こちらが下限面積のことですけども、農地法３条に規定されております、農地を新規で取得する場合、面積は５反以上ということで法律に明記されておりますが、各農業委員会の方で総会できちんと設定していけば、それ以下の面積でもいいということになっております。九州管内の状況の一覧お配りしておりますので、新しい制度に向けてお話をする上でも必要になってきま

すので見ておいていただきたいと思います。来月、再来月ぐらいには具体的に決めて
いけたらなと思います。新年度は新しくスタートできたらなと思います。以上です。
議長（吉野 裕君）その他に関して、皆さん方から何かありませんか。それでは、本日の総
会はこれで終了させていただきます。皆さん、大変お疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 2時 45分 ）

上記のとおり相違ありません。

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員